

[異常時通報連絡の公表文（様式 1－2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
(令和 4 年 7 月分)

R 4 . 8 . 10
原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

- 1 令和 4 年 7 月に、安全協定に基づき四国電力(株)から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の 公表 区分	異常事項	発 生 年 月 日	概 要	管 理 区 域 該 当	国 へ の 報 告	備 考
C	制御棒制御盤の異常信号の発信 (3号機)	4.7.2	<p>伊方発電所3号機は、通常運転中のところ、制御棒制御盤に異常を示す信号が発信した。</p> <p>本事象による環境への放射能の影響はない。</p> <p>制御棒の制御は、2重化（A系、B系）しており、今回の異常を示す信号発信は、A系、B系の系統間の通信異常であり、両系統の制御棒の制御機能に異常は無く、プラントへの影響はない。</p> <p>その後の調査の結果、A系の通信用のカードに不具合があることを確認したため、当該カードを予備品に取り替え、A系、B系の系統間の通信に異常がないことを確認し、通常状態に復帰した。</p>	外	×	今回 公表

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
B	特定重大事故等対処施設の計装設備の不具合（3号機）	4.7.7	<p>伊方発電所3号機は通常運転中、特定重大事故等対処施設の計装設備を点検していたところ、複数の計装設備のうち一部について、部品（消耗品）が組み込まれていないことを保修員が確認した。</p> <p>その後、当該計装設備に部品を正規に組み込み、正常に機能することを確認の上、復旧した。</p> <p>引き続き、同種の他の計装設備についても、点検したところ、第1報にてお知らせした計装設備と同様に、部品が組み込まれていないことを確認した。</p> <p>このため、特定重大事故等対処施設の供用を開始した時（令和3年10月5日）から、第1報にてお知らせした計装設備を正常な状態に復旧した時（令和4年7月7日16時01分）までの間、同種の計装設備がすべて事故時に動作不能となる可能性があったため、保安規定に定める運転上の制限を満足していなかったものと判断した。^{※1, 2}</p> <p>なお、現時点では、第1報にてお知らせした計装設備を正常な状態に復旧済みであるため、運転上の制限を満足しており、プラントへの影響はない。</p> <p>その後、同種の他の計装設備に部品を正規に組み込み、正常に機能することを確認の上、検査等を行い、通常状態に復旧した。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p> <p>※1 運転上の制限を満足しない場合の判断時刻：令和4年7月7日18時05分</p> <p>※2 運転上の制限を満足しない場合の復帰時刻：令和4年7月7日18時05分</p>	内	×	速報済

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	モニタリングポスト等の指示上昇 (共用)	4.7.19	<p>伊方発電所敷地境界に設置している野外モニタの指示値が上昇し、中央制御室に「10分平均注意」を示す信号が発信した。</p> <p>その後、以下の調査結果より、降雨による自然変動と判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信号発信時、発電所からの放射性気体廃棄物の放出実績はなく、排気筒のモニタ指示値にも異常は認められなかった。また、12時50分に全ての野外モニタにおいて指示値は設定値を下回った。 ・ 当該野外モニタのデータ解析を実施した結果、自然放射性核種による上昇は見られたが、人工放射性核種による特異な上昇は見られなかった。 ・ 11時30分に信号が発信した際、発電所では他の異常事象は発生しておらず、発電所周辺における降雨により他の野外モニタも同様に上昇している。 <p>本事象における野外モニタの最大10分平均指示値は以下の通りである。</p> <p>モニタリングステーション 74 nGy/h モニタリングポストNo.1 77 nGy/h モニタリングポストNo.2 76 nGy/h モニタリングポストNo.3 67 nGy/h モニタリングポストNo.4 88 nGy/h</p> <p>本事象によるプラントの運転への影響および環境への放射能の影響はない。</p>	外	×	今回公表

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
B	海水ポンプ軸受潤滑水の配管清掃に伴う運転上の制限の逸脱 (3号機)	4.7.21	<p>伊方3号機は通常運転中のところ、7月18日に海水ポンプ3Cの軸受潤滑水を供給する系統及びモータ冷却水を供給する系統(以下「当該系統」という。)の流量が低下したことから、念のためバックアップ系統からも給水し、海水ポンプ3Cの運転を継続している。</p> <p>当該系統の配管内に海生生物の付着等の可能性が考えられるため、当該系統の一部の配管清掃を実施することとした。</p> <p>配管清掃の準備を整え、配管清掃のため海水ポンプ3C、3Dの当該系統について通常系統からの給水を停止したことから、保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態にあると判断※した。</p> <p>なお、海水ポンプ3C、3Dはバックアップ系統からの給水により軸受潤滑水及びモータ冷却水を確保できおり、海水ポンプ3Cは運転を継続、海水ポンプ3Dは待機状態を継続している。</p> <p>その後、当該系統の配管清掃を実施し付着していた海生生物を除去後、通水確認を実施して海水ポンプ3C、3Dの軸受潤滑水及びモータ冷却水の流量が回復したことを確認したため、通常状態に復旧した。</p> <p>また、同時刻にて、運転上の制限を満足していることを確認した。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p> <p>※ 保安規定第67条においては、通常運転中の原子炉補機冷却海水系は、2系統(ABポンプ及びCDポンプ)が動作可能であることを運転上の制限としている。今回の配管清掃箇所は、海水ポンプ3C、3Dの共用部分を含んでおり、配管清掃に伴い、海水ポンプ3C、3Dの当該系統について通常系統からの給水を停止することから、原子炉補機冷却海水系の1系統が所定の性能を確保できない状態になったため、運転上の制限を満足しない状態にあると判断した。</p>	外	×	速報済

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。